

コクチバスを探しています

長良川流域でコクチバスを目撃又は、捕獲した場合は管内漁協にご連絡ください。



- ・長良川上流部のため池でコクチバスが発見され、0年魚（3～7 cm）、1年魚（10 cm～20 cm）が長良川流域に広がっている可能性があります。
- ・コクチバスは生きたまま運搬することは禁止されておりますので、捕獲した場合は、必ずその場で絞めてください。管内漁協に持参いただけると幸いです。



0年魚



1年魚

※買取制度を利用できる場合があります



※コクチバスの密放流を見かけたら**警察**に連絡してください。

- ・コクチバスを密放流した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（法人の場合1億円以下の罰金）が科されます。

コクチバスをはじめとする特定外来生物に関する法令等

○ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

・ 飼養、輸入、譲渡し、放出等の禁止（第4条、第7条、第8条、第9条）

【罰則】

特定外来生物は飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、野外に放つことなどが原則として禁止。これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科される。

○ 岐阜県内水面漁場管理委員会の委員会指示 「コクチバスのリリース禁止」

- 1 指示内容：コクチバスを採捕した者は、これをその水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。
- 2 指示の区域：県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面
- 3 指示の期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

【罰則】

委員会指示に従わない者に対して、都道府県知事が指示に従うように命令した場合において、この命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処せられる。